

【お願い】

ゴミを通じての感染リスクを減らすため、自宅療養開始から自宅療養が解除された3日後までは、ゴミは出さないよう御協力をお願いします。

お住いの市町村によっては特別に市町村職員がご自宅までゴミを収集することがあります。(個人情報をお住いの市町村へ提供する必要があります)

※詳細は裏面下段

自宅療養中の

ごみの出し方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせま
す。いっぱいになる前に早め
に②のとおりごみ袋をしばっ
て封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触
れることがないようにしっか
りしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を
使って、流水で手をよく洗
いましょう。



袋を二重に

※万一、ごみが袋の外に触
れた場合は、二重にごみ袋
に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。

- 可燃ごみ・・・ **「3日以上」** おいてから出す。
- 不燃ごみ・資源ごみ・・・療養期間中はなるべく出さない。

※分別方法・・・通常の市町村のルールどおり。

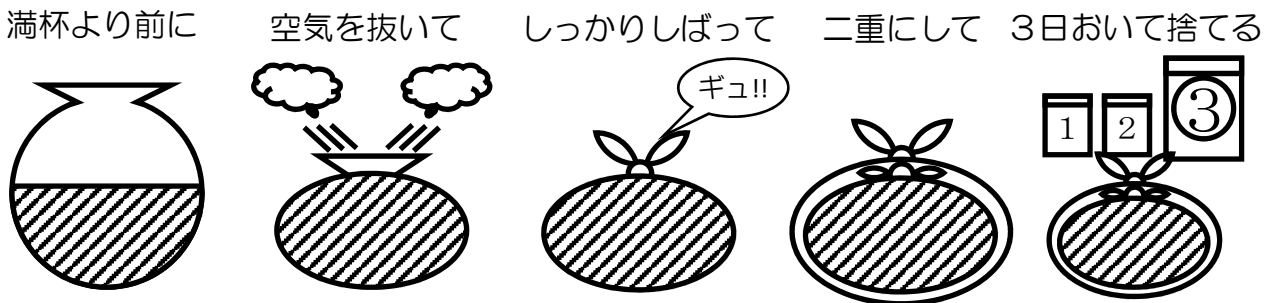
自宅療養者の方へのお願い (新型コロナウイルス感染症対策のためのゴミの捨て方)

ゴミを通じての感染リスクを減らすため、以下のゴミの捨て方について御協力をお願いします。
自宅療養開始から、自宅療養が解除された3日後までは、できるだけゴミは出されないよう
お願いします。(下段※参照)

出される場合は以下の基本ルールに従ってゴミを捨ててください。

1 新型コロナウイルス感染症対策のためのゴミの捨て方の基本ルール

- ・ゴミ袋は満杯にせず、ゴミ袋はできるだけ空気を抜き、しっかりしばって封をします。
- ・ゴミ袋が破れにくいように袋を二重にします。
(有料ゴミ袋の場合は、透明な袋にゴミ入れてから、外側の袋を有料ゴミ袋にします。)
- ・ゴミの封をしてから3日間以上おいてから、ゴミを捨ててください。



2 ゴミの捨て方の詳細

(1) すぐに捨てる必要のないゴミ(腐ることない不燃ごみ、資源物など)

- ・可能なかぎり自宅療養期間中は自宅で保管し、自宅療養が解除された3日後以降にゴミを捨ててください。
- ・ゴミがいっぱいでどうしてもゴミを捨てる場合は、基本ルールに従って出してください。

(2) 定期的に捨てる必要のあるゴミ(可燃ごみ、生ごみなど)

- ・基本ルールに従って、ゴミを捨ててください。
- ・生ごみはしっかりと水を切ってから捨ててください。
- ・ゴミステーションに捨てる場合は、カラスなどにゴミを荒らされにくいような位置にゴミを置いてください。

※市町村による特別収集について

- ・ゴミ収集業者やゴミ処理施設の従業者の作業時の感染リスクを減らすために、お住いの市町村によっては、特別に市町村の職員が御自宅までゴミを収集することがあります。
- ・詳細が決まり次第、個別に御連絡することとなりますが、特別収集のためには自宅療養されている方の個人情報(お名前、ご住所、電話番号)をお住いの市町村のゴミの収集担当にお伝えする必要があります。
- ・お住いの市町村のゴミ収集担当への個人情報の提供は、自宅療養されている方に了承を取ってから行います。(個人情報の提供を拒否される場合は、上記のゴミの捨て方に従ったゴミの捨て方を徹底してください。)